

韓国に  
対する  
請求権  
問題に  
関する  
今韓国  
政府の  
解釈に  
ついて

2  
2  
23  
{  
32  
12  
31

# 秘密指定解除

公文書監理室



韓国に対する請求権問題に関する合衆国政府の  
解釈について

## 一 合衆国政府の解釈の要点

(一) 日本の在韓財産に関する請求権は、補償のクレイムを含めて  
平和条約第四条(b)により決定的に消滅した。

(二) しかし、この日本の請求権が消滅したという事実は、日韓間  
の特別取極において考慮に入れらるべきである。

## 二 右に関する合衆国政府の説明

(一) 日本の請求権を完全に消滅せしめた理由は、新独立国である  
韓国を日本のちゆう帯から完全に切り離すことにある。

(二) 法律的地見地よりすれば、財産の処分と補償の問題とを区別す  
ることは可能であるが、日本の補償クレイムは、米軍政府の行

つた処分及び平和条約第四條の文言及び意図と相いれないものである。

(三) 韓国の対日請求権は、在韓日本財産の処分によりある程度まで満たされていたことは明らかであつたが、平和条約の起草者は、平和条約中に解決方法を示すべく韓国の対日請求権については、事實關係もよくわからず、法理上の問題も十分解明されていなかつたので、これを日韓間の特別取極にゆだねることにしたのである。

### 三 合衆國政府の解釈をとつた場合の結果

(一) 日本の対韓請求権は、桑港平和条約発効の日に確定的に消滅したことになるので、特別取極交渉に当り、レリヴァントであるとはいうものの、韓国の対日請求権に対し日本の請求権の相

殺を法律上の権利として主張しうるかどうか疑問である。

(二) 韓国側の請求権が日本のそれよりも大きいことを前提として  
承認することになるおそれがある。

(三) 旧委任統治地域に関する特別取極案は日米間で合意に達せず  
打切りの形となつてゐるが、この交渉において日本側は補償請  
求権の主張をなしている。合衆国政府の解釈をとれば本地域に  
おける日本の請求権も当然消滅したことになる。

(四) 国内補償との関係については、榮港平和条約により請求権を  
放棄したことになるから、他の放棄された請求権と同様であり、  
国内補償については特別の問題は起らない。

#### 四 合衆国政府の解釈に関する疑問

一九五二年四月二十九日付韓国大使あて國務省ノートに対する

説明として声明案が述べていることと、ノートそのものの述べていることとの間には明白なかい離が存し、また声明案の説明中、日本側が理論的に受容しえない点が少くない。

(一) その最も重要な点は、ノートにおいては、日本國財産が *divest*

されたこと、したがって日本は *valid claim to such assets or to an*

*interest therein* を主張できないこと及び財産の *disposition* は

桑港条約第四条(b)により *valid* であると日本が認めていることのみが述べられており、補償請求権の運命についてはなんら触れられていないにかかわらず（財産の処分と補償請求権とはまったく関係のない事である）声明案においては、右のノートの説明として日本の補償要求は *vesting decree, transfer agreement* 及び桑港条約第四条よりして放棄されているとなしていること

はまつたく理解しえない。

(二) 声明案の説明の第一項において、国務省は、日本財産の韓国移管は日本とのちゆう帯を完全に立ち切るためであると述べているがちゆう帯を立ち切るために日本の補償請求権を消滅させる必要はまつたくなし。

(三) 声明案の説明の第一項において国務省は法律的には Vesting title と question of compensation とは別であるが、日本の補償請求

は Vesting decree, transfer agreement 及び桑港条約第四条(b)の

language, rational and intent と incompatible であると述べ

ているが、法律的に別であることを認めている請求権については桑港条約はなんら規定していないにもかかわらず、これらの

language 及 rational と incompatible であるという事は理屈

にあらざる。

四 ノート中の The disposition of such assets ..... is relevant .....

と述べられており、この relevant という語は当然法律的に relevant であるとして解される。この声明案の説明の第二項に於て

It would ... take into account 及び would ... encompass determination

of the extent ..... の would ... が用いられており、法律的に relevant

ではないと解される。この would は should であらば

は論旨一貫しなす。

五 声明案の説明の第二項に Such claims had already been met to some

degree by the vesting of Japanese-owned property in

Korea

とあるが、こ

の文章の直前に桑港条約起草者は韓国の対日請求権に關し、桑港条約中に解決策を規定すべき sufficient facts を有してゐるか

つたと認めていながら、韓国の対日請求権の方が日本の請求権より大であることを予断しているのはおかしい。

内 声明案の説明の末項に *because of the responsibility of the United*

*States for the treaty provisions* とあるが、合衆国の解釈が桑港条約の公定解釈であるかのごとき感を与え、この文言は好ましくない。

これを要するに國務省ノートは日本の在韓財産の運命を述べているのであり、その述べるところは事實並びに桑港条約規定に適合しているので、日本側としても異論がないが声明案はこのノートの説明であるを称しながら、ノートの内容に比し、これを逸脱したり、またこれと矛盾する部分多く、承服できない。



一九五七・二・二三 条三

韓国に対する請求権問題に関する合衆国政府の解釈について

一 合衆国政府の解釈の要点

(一) 日本の在韓財産に関する請求権は、補償のクレイムを含めて平和条約第四條(B)により決定的に消滅した。

(二) しかし、この日本の請求権が消滅したという事実は、日韓間の特別取極において考慮に入れらるべきである。

二 右に関する合衆国政府の説明

(一) 日本の請求権を完全に消滅せしめた理由は、新独立国である韓国を日本のちゆう帯から完全に切り離すことにある。

(二) 法律的地見地よりすれば、財産の処分と補償の問題とを区別することは可能であるが、日本の補償クレイムは、米軍政府の行

つた処分及び平和条約第四条の文言及び意図と相容れないものである。

(三) 韓国の対日請求権は、在韓日本財産の処分によりある程度まで充たされていたことは明らかであつたが、平和条約の起草者は、平和条約中に解決方法を示すべく韓国の対日請求権については、事実関係もよくわからず、法理上の問題も十分解明されていなかったもので、これを日韓間の特別取極にゆだねることにしたのである。

### 三 合衆国政府の解釈をとつた場合の結果

(一) 日本の対韓請求権は、桑港平和条約発効の日に確定的に消滅したことになるので、特別取極交渉にあたり、レリヴァントであるとはいふものの、韓国の対日請求権に対し、日本の請求権

の相殺を法律上の権利として主張しえるかどうか疑問である。

(二) 韓国側の請求権が日本のそれよりも大きいことを前提として容認することになるおそれがある。

(三) 旧委任統治地域に関する特別取極案は日米間で合意に達せず打切りの形となつてゐるが、この交渉において、日本側は補償請求権の主張をなしている。合衆国政府の解釈をとれば本地域における日本の請求権も当然消滅したことになる。

(四) 国内補償との関係については、桑港平和条約により請求権を放棄したこととなるから、他の放棄された請求権と同様であり、国内補償については特別の問題はおこらない。

#### 四 合衆国政府の解釈に関する疑問

一九五二年四月二十九日付の韓国大使あて國務省ノートに対す

る説明として声明案が述べていることと、ノートそのものの述べていることとの間には明白なかい離が存し、また声明案の説明中日本側が理論的に受容しえない点が少くない。

(一) その最も重要な点は、ノートにおいては、日本國財産が *divest* されたこと、したがって日本は *valid claim to such assets or to an*

*Interest therein* を主張できないこと及び財産の *disposition*

は桑港条約第四條(B)により *valid* であると日本が認めていることのみが述べられており、補償請求権の運命についてはなんら触れられていないにかかわらず「財産の処分と補償請求権とは全く関係のない事柄である」声明案においては、右のノートの説明として日本の補償要求は *vesting decree, transfer agreement* 及び桑港条約第四條よりして放棄されているとをしていること

は全く理解しえない。

(二) 声明書の説明の第一項において、國務省は、日本財産の韓国移管は日本とのちゅう帯を完全に立ち切るためであると述べているが、ちゅう帯を立ち切るために日本の補償請求権を消滅させる必要とは全くならない。

(三) 声明書の説明の第一項において國務省は法律的法は Vesting title と question of compensation とは別であるが、日本の補償請求は Vesting decree, transfer agreement 及び臺灣条約第四條(B)の language, rational and intent と Incompatible であると述べて

いるが、法律的法別であることを認めている請求権について臺灣条約はなんら規定していませんにもかかわらず、これらの language

や rational と incompatible であるとすることは適当な合

わなし。

④ ハーランド The disposition of such assets ..... is relevant ..

と扱われたいもの、の relevant としう事は当然法律的に

relevant であるとするところ声明書の説明の第二項に

It is would .... take into account とは would ... encompass deter-

mination of the extent と would ... が用いられてきた法律的に

relevant ではない趣旨であると思われる。この would は

should びなければノートの四の論旨一貫した。

⑤ 貴明書の説明の第二項に such claims had already been met to

some degree by the vesting of Japanese owned property in Korea

とあるが、この文章の直前に条約起草者は韓国の対日請求

権に關し、条約中に解決策を規定すべき sufficient facts

を有していなかつたと認めていながら、韓国の対日請求権の方

が日本の請求権より大であることを予断しているのはおかしい。

(六) 声明案の説明の末項は because of the responsibility of the United

States for the treaty provisions とあるが合衆国の解釈が柔港条約

の公定解釈であるかのことを感じを与え、この文書は好ましくな

し。

これを要するに國務省ノートは日本の在韓財産の運命を述べているのであり、その述べるところは事実並びに柔港条約規定に適合しているので、日本側としても異論がないが声明案はこのノートの説明であると称しながら、ノートの内容に比し、これを逸脱したり、またこれと矛盾する部分多く、承服できない。

秘密指定解除  
公文書監理室

Feb 21, 1957

手書きのメモ  
高橋のメモ

大蔵省

日韓問題について

一 本取極めにおいて、日本側が、財産請求権について米国の解がを認め、従来の主張を撤回すると、日韓会議において韓国側のみが朝鮮銀行の財産、船舶、日債券その他全面的に請求権を行使することとなる虞れがある。従つて今回の取極めに際して将来日韓会議において韓国側も日本側の財産が処分された限度においてその請求権を失うという基本原則を確認せしめておく必要がある。

（従来の日韓会議における韓国側の態度に鑑み、この点はよほど注意を要すると思われる。）

二 韓国産物品の贈与については、日韓会議が成立し両国關係が正常化した時のみ税として、この際の問題としなす方が適當ではないか。



三 収容所關係の子蘇湖鐵は法務省と大藏省主計局との事務的折衝の上決定すべきである。

四 萱香の日本人漁夫の釈放について「刑期を了して」とあるがこれは李ラインの合法性を認めたることに在らぬか。

# 秘密指定解除

公文書監理室

# 極秘

(改訂仮訳)

日韓請求権解決に関し対日平和条約第四条の解釈  
に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明案

一九五二年四月二十九日付韓国大使あてノートにおいて、国務省は対日平和条約第四条を次のように解釈した。

「米政府は、対日平和条約第四条(b)項及び在韓米軍政府の關係指令及び行為において、韓国管轄権内にある財産について、日本国及び日本国民が有するすべての権利、権原及び利益は剝奪されたとの見解を有している。従つて、米政府の見解によればかかる資産、又はその中に含まれる利益に対する有効な請求権は日本により主張されえない。

しかしながら、日本国が平和条約第四条(b)項により有効と認められた、右の資産の処理は、米政府の見解によれば、平和条約第四条(a)項により規定されている取極を考慮するにあつて関連あるものである。」

國務省は以上の見解を今も保持している。この見解の背後にある理論と平和条約の関係条文について説明することは有益である。

米国軍政府の管轄内の朝鮮の部分にあつた日本財産は、朝鮮に独立国を設置するためには、日本とのつながりを完全に且つさつぱりと切離すことが必要と思われたので、所屬を變ぜしめられ、

その後韓国政府に移讓された。所屬變更命令 (vesting decree)

と移讓協定 (transfer agreement) の意図は、韓国当局をして右財

産の完全なコントロールをえせしめることであつた。法律論的見地からいえば、権原の所屬を變更せしめたことと、補償の問題との間には區別が可能であることが認められるが、日本による補償の請求は、この場合、所屬變更命令、移讓協定及び平和条約第四条(b)項の言葉、論理、趣意と相容れないものであると、米国政府は認めるものである。

日本国及び日本国民に対する韓国側の請求権が問題となつたとき、平和条約の起草者たちは、かかる請求権は、在韓日本財産の所屬変更によりある程度すでに満足されたことは明らかであるが、平和条約中に解決案を規定するためには、十分な事実も、また適用される法理論の十分な分析も持ち合わせていないと判断した。従つて、日本の他の旧領土の場合と同様、彼等はこれらの問題を全面的に關係国間の取極めに委ねた。

彼等は第四条(2)項に言及された特別取極において、關係当事国は在韓日本財産が既に所屬変更されたという事実を考慮に入れるてあるうと考へた。かような次第で、特別取極を考慮するに當つて、右の処理が関連するとの前記意見の開陳となつたのである。従つて、日韓兩國間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引取つた事により、対日韓国請求権が消滅され、又は満足させられた限度を確定することとなるう。

米國政府が韓國大使に対し、一九五二年四月二十九日付國務省

のノートの中に披瀝した解釈を伝えたことは、平和条約の規定に対する米国の責任からみて、適当であつたと信ぜられる。しかしながら米國政府が、平和条約に規定される特別取極を「韓兩國が行う際、在韓日本財産の処理がどの程度に兩当事国により、考慮せられるべきであるかについて意見を述べることは適当とは思われない。特別取極は、關係兩國政府間の問題であり、かくの如き決定は、当事国自身か又は彼等により委任された当局者が、当事国が提出することあるべき事實及び適用されるべき法理論を十分に検討した上で、始めてなさるべきものである。

極  
秘

32. 3. 20 作成

January 18, 1956.

Confidential

Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of  
Article 4 of the Japanese Peace Treaty with Respect  
to Korean-Japanese Claims Settlement

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department interpreted Article 4 of the Japanese Peace Treaty as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The Department remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States military government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as incompatible with the language, rationale and intent of the vesting decree, the transfer agreement, and Article 4(b) of the Peace Treaty.

When it came to Korean claims against Japan and Japanese nationals, the drafters of the Peace Treaty did not consider that they had before them either sufficient facts or sufficient analysis of applicable legal theories to lay down a solution in the Treaty, although it was obvious that such claims had already been met

to some

to some degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea. Accordingly, as in the case of other former Japanese territories, they left these questions entirely to arrangements to be made by the countries concerned. They contemplated that in the special arrangements referred to in Article 4(a) the parties would take into account the fact that Japanese-owned properties in Korea had been vested - hence the statement in the above opinion that such disposition was "relevant" in the consideration of the special arrangements. Thus the special arrangements between Korea and Japan would encompass determination of the extent to which Korean claims against Japan should be considered to be extinguished or satisfied by virtue of the take-over by the Korean Government of Japanese assets in Korea.

It was appropriate, it is believed, for the United States to give the interpretation set forth in the Department's note of April 29, 1952, to the Korean Ambassador because of the responsibility of the United States for the Treaty provisions; but it does not appear appropriate for the United States to express opinions as to just how the disposition of Japanese properties in Korea is to be taken into account by the parties in entering into the special arrangements contemplated by the treaty. The special arrangements are a matter between the two governments concerned, and such a determination can only be made by the parties themselves or by an authority which might be charged by them with doing so and after full examination of the facts and applicable legal theories which the parties might present.



## 秘密指定解除

公文書監理室

日韓請求権問題解決に関し平和条約第四条の解釈  
に対する米国の考え方に関する声明案

一九五二年四月二十九日付韓国大使宛ノートにおいて、國務省は  
対日平和条約第四条を次のように解釈した。

「米国の見解は、韓国管轄権内にある財産に対して有する日本及び  
日本国民の凡ての権利、権原及び利益は対日平和条約第四条及び  
在韓米軍政府の関係指令及び行為によつて剝奪されたということ  
である。従つて、かかる資産及びその利益に対する有効な請求権を、  
日本は主張することができない。

米国側の意見によれば、平和条約第四条(b)項により、日本が有効  
と認めた資産の処理は、併しながら、条約第四条(a)項による取極め  
を考慮する場合に関連している。」



國務省は以上の見解を現在も保持している。この見解の背後にある理論と、平和条約の関係条文について説明することは有益である。米国軍政府管轄内の在韓日本財産は、放棄させられた後、韓国に移譲されたのである。これは、韓国をして独立の体をなさしめるためには日本とのつながりを完全さっぱりと切離すことが必要と思われるからである。韓国当局をしてこの財産を完全にコントロールせしめようとするのが *Vesting degree* と *transfer agreement* の意

図するところであつた。放棄された権限と補償問題とは別個の問題でありうるということは、法理的見地からは認められるが、日本が補償を請求することは、この場合 *Vesting degree*・*transfer agreement* 及び平和条約第四条の言葉、論理、趣意と矛盾するものと米国政府は見做している。日本並びに日本人に対する韓国側の請求権が問題

になつた時、平和条約の起草者達は、かかる請求権は在韓日本財産の放棄によりある程度既に満たされたことは明らかであるが、平和条約中に解決案を規定するに足りるだけの事実資料も又適用される法理論の十分な分析も自分達は持ち合わせていないと判断した。従つて他の日本の旧領土の場合と同様、請求権問題は全面的に関係国家の取極めに委ねられた。彼等が考えたことは、第四条に云う特別取極めにおいて、関係当事国は、在韓日本財産は放棄されたという事実を考慮に入れるであろうということであつた。かような次第で特別取極を考慮する時、関連するとの前記米側意見の開陳となつたのである。従つて、日韓両国間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引取つた事により、対日韓国請求権が如何なる限度まで消滅され、あるいは満足させられたと見做さるべきかの決定を含むべき

であろう。

一九五二年四月二十九日付國務省の書簡中に披瀝された見解を韓国大使に、米國が示したことは適正であつたと信ずる。何者、米國は平和条約の規定に対する責任者であるからである。しかしながら平和条約に規定する特別取極を日韓兩國が行う際、在韓日本財産が蒙つた処分が兩当事者により如何に考慮されるべきかについて、米國が意見を述べることとは適當とは思えない。特別取極は日韓兩政府内の問題であり、取極を行うか否かの決定は、当事者自身が又はそのうすることを委任された者が、当事者が提出する事実と適用するべき法理論を充分に検討した上、始めて行われるべきものである。

Statement of U.S. Position on Interpretation  
of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with  
Respect to Korean-Japanese Claims Settlement

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department interpreted Article 4 of the Japanese Peace Treaty as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The Department remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States military government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as

incompatible

# 秘密指定解除

公文書監理室

極秘

(仮訳)

日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明

千九百五十二年四月二十九日の韓国大使あての書簡において、  
国務省は、日本国との平和条約第四条を次のとおり解釈した。

合衆国は、日本国との平和条約第四条(b)並びに在韓合衆国軍政府の関係指令及び措置により、大韓民国の管轄権内にある財産についての日本国及び日本国民のすべての権利、権原及び利益が処分されたという見解を有している。したがって、合衆国の見解によれば、日本国は、これらの資産又はこれらの資産についての利益に対する有効な請求権を主張することができない。しかしながら、日本国が平和条約第四条(b)において有効と認められたこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和条約第四条(a)に規定されている取極の考慮において直接関係をもち

つものである。

國務省は、前記の見解を今も有している。この見解の背後にある論拠及び平和条約の該当条項について説明することは有益である。朝鮮における独立国家の設立のためには日本国とのつながりを完全に断ち切ることが必要と思われたので、合衆国軍政府の管轄権内にあつた朝鮮の部分における日本の財産は、所屬を變ぜられ、その後大韓民国に移転された。所屬變更命令及び移転協定の意圖するところは、韓国の当局に前記の財産を完全に支配させることにあつた。法的見地からいえば、濠原の所屬の變更と補償の問題との區別は可能であると認められるが、合衆国政府は、日本国の補償請求は、右の事情のもとにおいて、所屬變更命令、移転協定及び平和条約第四条(2)の文言、理由及び意圖と相容れないものであると考える。

平和条約の起草者は、日本国及び日本国民に対する韓国側の請

求権が問題となつた時に、この請求がすでに在韓日本財産の所屬  
変更によりある程度満たされたことは明らかであつたが、平和条  
約中に解決を定めるには、十分な事実も、また、適用される法理  
論の十分な分析も持ち合わせているとは考えなかつた。したがつ  
て、日本国の他の旧領土の場合と同じく、平和条約の起草者は、  
これらの問題を全く関係国間の取極に任せた。平和条約の起草者  
は、第四条(2)にいう特別取極において当事国は在韓日本財産がす  
でに所屬を交ぜられたという事実を勘案するであらうと考へた。  
かくて、前記の処理が特別取極の考慮において「直接關係をもつ  
ものである」と前記の見解において表明した次第である。したがつ  
て、日本国と韓国との間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府  
が引き取つたことによりいかなる程度まで日本国に對する韓国側  
の請求権が消滅し、又は充足されたと認めるべきであるが、その  
程度は決定を含むこととなる。

合衆国が千九百五十二年四月二十九日の韓国大使あての國務省の答簡に述べた解釈を示したことは、平和条約の規定に対する合衆国の責任からみて、適當であつたと信ぜられる。しかしながら平和条約に規定されている特別取極の締結に當つて在韓日本財産の処理が兩当事国によりまさしくいかに勸業されるべきであるかについて合衆国が意見を述べることは、適當とは思われない。特別取極は、關係兩政府間の問題であり、このような決定は、当事国自身又はその決定をすることを兩当事国により委嘱される機關が、当事国の提示する事実と適用される法理論とを十分に検討した後にのみなすことができるものである。



CONFIDENTIAL

*Confidential*

No. 1010

The Ambassador of the United States of America presents his compliments to His Excellency the Minister of Foreign Affairs and has the honor to transmit the following statement of the position of the Government of the United States of America on the interpretation of Article 4 of the Treaty of Peace with Japan with respect to the settlement of claims between Japan and the Republic of Korea:

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department of State interpreted Article 4 of the Treaty of Peace with Japan as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States, in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The United States Government remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States Military Government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the

Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as incompatible with the language, rationale and intent of the vesting decree, the transfer agreement, and Article 4(b) of the Peace Treaty.

When it came to Korean claims against Japan and Japanese nationals, the drafters of the Peace Treaty did not consider that they had before them either sufficient facts or sufficient analysis of applicable legal theories to lay down a solution in the Treaty, although it was obvious that such claims had already been met to some degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea. Accordingly, as in the case of other former Japanese territories, they left these questions entirely to arrangements to be made by the countries concerned. They contemplated that in the special arrangements referred to in Article 4(a) the parties would take into account the fact that Japanese-owned properties in Korea had been vested - hence the statement in the above opinion that such disposition was "relevant" in the consideration of the special arrangements. Thus the special arrangements between Korea and Japan would encompass determination of the extent to which Korean claims against Japan should be considered to be extinguished or satisfied by virtue of the take-over by the Korean Government of Japanese assets in Korea.

It was appropriate, it is believed, for the United States to give the interpretation set forth in the Department of State's note of April 29, 1952, to the Korean Ambassador because of the responsibility of the United States for the treaty provisions; but it does not appear appropriate for the United States to express opinions as to just how the disposition of Japanese properties in Korea

is to be taken into account by the parties in entering into the special arrangements contemplated by the Treaty. The special arrangements are a matter between the two governments concerned, and such a determination can only be made by the parties themselves or by an authority which might be charged by them with doing so and after full examination of the facts and applicable legal theories which the parties might present.

Embassy of the United States of America,

Tokyo, December 31, 1957.